

千歳市新学校給食センター整備運営事業

仮事業契約書（案）

事業名：千歳市新学校給食センター整備運営事業

上記事業について、千歳市（以下「本市」という。）と、【●●●●】（以下「事業者」という。）との間で、次のとおり仮事業契約を締結する。

（本契約の締結）

第1条 本市と事業者は、上記事業について千歳市議会において議決されたときは令和8年●月●日の総合評価一般競争入札における落札者である入札参加グループが本市に提出した事業者提案と同一条件で、本契約を締結するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第2条 事業者は、この仮事業契約により生ずる権利義務を他に譲渡してはならない。

（仮事業契約の解除）

第3条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときは、この仮事業契約を解除することができる。この場合において、事業者は、契約の解除により生じる損害の賠償を請求することができない。

- (1) 事業者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 事業者が上記事業に関し、千歳市議会において可決された旨、本市から通知を受けた日から7日以内に本契約を締結しないとき。
- (3) 千歳市議会の議決までの間に、事業者が指名停止を受けたとき。

（違約金）

第4条 本市は、事業者の責めに帰すべき事由により事業者と事業契約を締結することができない場合には、事業者に対し違約金を請求することができるものとする。なお、違約金は、本事業に係る事業契約書（案）別紙4に規定する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価」のうち、「A施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する金額とする。

- 2 前項の規定は、本市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、本市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 事業者が前2項の賠償金を本市の指定する期間内に支払わないときは、事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算した金額を遅延損害賠償金として、本市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。
- 4 事業者は、千歳市議会の議決を得られないため、上記事業に係る本契約を締結することができない場合において生ずる一切の損害の賠償を、本市に請求しないものとする。

（仮事業契約の効力）

第5条 この仮事業契約は、第1条の規定により上記事業の本契約を締結し、又は千歳市議会において上記事業の本契約に関し否決されるまで、その効力を有するものとする。

（補則）

第6条 この仮事業契約書に定めのない事項については、必要に応じ、本市と事業者とが協議の上、定めるものとする。

この仮事業契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(本市)

千歳市

千歳市長 横田 隆一

印

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者)

印